

# 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会理事・監事選考規程

(趣 旨)

第1条 定款第21条、第22条による理事及び監事の選任に係る選考方法は、本規程による。

(理事の選任に伴う選考)

第2条 理事は、11人以上15人以内で、うち4人は会員外より選任できるものとし、選考方法は各号による。

(1) 会員の役職員の中から、アからケの社会福祉法人北海道社会福祉協議会種別協議会並びに社会福祉法人経営者協議会の推薦を受け、理事会が提案する者各1人

ア 救護施設協議会

イ 老人福祉施設協議会

ウ 保育協議会

エ 児童施設協議会

オ 知的障害者福祉施設協議会

カ 母子生活支援施設協議会

キ 身体障害者福祉施設協議会

ク デイサービスセンター協議会

ケ 社会福祉法人経営者協議会

(2) 会員の役職員の中から、次の社会福祉団体の推薦を受け、理事会が提案する者1人

ア 北海道社会福祉協議会地域部会

(3) 共済会から、理事会が提案する者1人

(4) 会員外から、理事会が提案する学識経験者4人以内

(監事の選任に伴う選考)

第3条 監事は3人以内で、うち1人は会員外より選任できるものとし、選考方法は各号による

(1) 会員の役職員の中から、理事会が提案する者2人以内

(2) 会員外から、理事会が提案する学識経験者1人

(変 更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、理事会、総会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成14年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行する。